

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和6年3月1日以後に締結自治体間で住所の異動をする当事者とする。

（連携方法）

第3条 当事者から転入（新たにそれぞれの市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に宣誓等を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入前の住所、交付番号等の申告に係る事項を転入前自治体に通知するものとする。

（協定の解約）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、締結自治体が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第5条 締結自治体は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて締結自治体で協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、締結自治体が協議の上、定めるものとする。

3 締結自治体のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、締結自治体が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、四者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年2月14日

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市

大和市長 古谷田 力

海老名市勝瀬175番地の1

海老名市

海老名市長 内野 優

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市

座間市長 佐藤 弥斗

綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政由